

養育医療を申請される方へ

★お子さんの出生届・健康保険・福祉医療費助成(子ども)制度の手続きを済ませてから、速やかに岐阜市役所子ども支援課または各保健センターへ申請してください。(申請はお子さんが生まれてから1か月以内かつ退院の前日までに行ってください。)

★持ち物は、下記の1～4の書類、お子さんの被保険者等記号・番号がわかるもの(資格確認書やマイナ保険証など)、福祉医療費受給者証(子ども)、マイナンバーの確認ができるもの(世帯全員分)です。

- 1 **養育医療給付申請書(様式第1号)** : 申請者が記入(裏面あり)
申請者はお子さんの加入する健康保険の被保険者となります。
また、同一生計者全員の住民情報及び税情報の確認が必要ですので、裏面の同意欄に自署での同意をお願いします。
(被保険者が単身赴任等で市外にいる場合、市内の扶養義務者が申請者となります。)
- 2 **養育医療意見書(様式第2号)** : 医療機関で記入
- 3 **世帯調書(様式第3号)** : 申請者が太枠内を記入
税に関する必要な書類です。同一生計者全員の記入をお願いします。
養育医療の自己負担額は、世帯で支払われている税金によって決まります。
- 4 **委任状** : 申請者が記入
医療費の自己負担分について、市が申請者に代わって福祉医療費助成(子ども)制度の申請をするために提出していただく書類です。
委任状の日付は、診療開始年月日を記入してください。

※ 1～6月申請の場合は前年の1月1日、7～12月申請の場合はその年の1月1日に岐阜市にお住まいでない方は、世帯全員分の市県民税所得課税証明書の提出をお願いする場合があります。

* 入院中のオムツ代・病衣代など保険適応外の費用は対象にはなりません。

* 食事療養費(粉ミルク代など)は養育医療の対象となりますが、福祉医療助成制度の対象ではありません。自己負担額に応じて食事療養費をいただく場合があります。その場合は、診療月からおおむね2～4か月後に納付書を送付しますので、期日までに納付してください。

岐阜市役所子ども支援課	電話 : 058-214-2396
岐阜市中保健センター	電話 : 058-214-6630
岐阜市南保健センター	電話 : 058-271-8010
岐阜市北保健センター	電話 : 058-232-7681